

表附-10 コロンビアの締結した通商条約の情報通信関係規定の項目比較

項目	通商条約	A	GATS	B*1	C	D	E	F
<b>電気通信ルール</b>								
<b>・公衆電気通信伝送網・サービスに係るルール</b>								
公衆電気通信伝送網・サービスへのアクセス・利用		11-04	附 5				1002	14.2
[1]公衆電気通信事業者の相互接続の確保(秘密の保持を含む。)								14.3
[2]番号ポータビリティ								14.3
[6]再販売の許容								14.3
[3]ダイヤリング・パリティ、電話番号使用の非差別								14.3
電話番号使用の非差別								14.3
[20]海底ケーブルシステムへのアクセス								14.5
<b>・主要なサービス提供者のルール</b>								
[5]不利でない待遇							1003	14.4
競争条件セーフガード		11-07	約参 1			附 2	1003	14.4
[7]不可欠設備の規制された卸売り							1003*3	
[6]再販売の許容							1003*3	14.4
[9]ネットワーク要素のアンバンドルの義務づけ権限の付与							1003*3	14.4
相互接続			約参 2			附 3	1003	14.4
◇技術的に実行可能な全ての接続点での相互接続			約参 2.2			附 3	1003	14.4
◇差別的でない条件及び料金			約参 2.2			附 3	1003	14.4
◇自己の子会社等よりも不利でない品質			約参 2.2			附 3	1003	14.4
◇細分化され透明で合理的な条件、原価に照らして定める料金			約参 2.2			附 3	1003	14.4
◇伝送網の終端点以外の接続点での相互接続			約参 2.2			附 3	1003	14.4
◇[13]接続約款又は協定による相互接続						附 3	1003	14.4
◇交渉手続きの公の利用可能性			約参 2.3			附 3		14.4
◇[14]接続協定のファイリング								14.4
◇相互接続に関する取り決めの透明性			約参 2.4			附 3		14.4
◇[15]相互接続を通じ取得した秘密の保持						附 3*2		
◇相互接続の紛争解決			約参 2.5					14.12
[17]専用回線によるサービスの提供及び料金								14.4
[18]コロケーション等の確保								14.4
[19]電柱、管路、線路敷設権へのアクセス								14.4
<b>・政府規制に関するルール</b>								
独立の規制機関			約参 5			附 6	1004	14.7
ユニバーサルサービス			約参 3			附 4	1005	14.8
免許の基準・標準処理期間の公の利用可能性、拒否理由の告示			約参 4			附 5	1006	14.9
希少な資源の分配及び利用			約参 6			附 7	1007	14.10
[23]規制機関による執行							1008	14.11
[24]紛争解決						附 8	1009	14.12
公衆電気通信伝送網・サービスへのアクセス・利用に関する措置等の透明性		11-10	附 4			附 9	1010	14.13
[25]技術中立性							1011	14.14
国際標準の促進		11-08	附 7				1015	
[26]情報サービス(付加価値サービス)への非規制		11-05					1013	14.6
端末の技術基準		11-06						
[27]規制執行の差し控え							1012	14.15
協力		11-09	附 6					
<b>デジタル貿易ルール</b>								
電子的送信への関税不賦課				12.3	14.4		1503	15.3
[33]デジタルプロダクトの無差別待遇				12.4	14.4			15.3
[36]電子商取引関係法等の透明性					14.5			15.4
[39]電子認証の合法性				12.7	14.6			15.6
[40]オンライン消費者保護				12.6	14.7		1504	15.5
[41]個人情報保護							1506	
[42]貿易文書の電子化							1505	15.7
[48]情報交換、協力				12.5	14.8	附 2	1507	
<b>ネット知的財産保護ルール</b>								
[54]インターネットドメインネーム割当の適正手続き								16.4
[55]サービスプロバイダの責任制限(ノータイスアンドテイクダウン)								16.11xxvii

- A) Colombia - Mexico (January 1995)  
 B) Chile - Colombia (May 8, 2009)  
 C) Colombia - Northern Triangle (El Salvador, Guatemala, Honduras) (November 12, 2009)  
 D) EFTA - Colombia (July 1, 2011)  
 E) Canada - Colombia (August 15, 2011)  
 F) US - Colombia (May 15, 2012)

註：GATS は、「モデル参照文書」にフルコミットした場合の項目。GATS の「附」は電気通信附属書、「約」は約束表、「参」は約束表で参照されている参照文書。D の「附」は、電気通信ルールは附属書 XVII(Annex XVII)、デジタル貿易ルールは附属書 I(Annex I)。

\*1:22.8 条において、FTA 発効後に電気通信章についての協議の為の接触を開始するとしている。

\*2:秘密の保持に向けて適切なステップを踏んでいく (take appropriate steps to...) 旨の規定。

\*3:締約国が措置を講じてもいいとする緩やかな規定。

(各協定から筆者作成。)